

第3編 風水害等編

風水害等編は、中城村の台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、応急対策計画及び復旧・復興計画である。

第1章 災害予防計画

風水害等災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために、治山治水事業等による村土の保全、防災に関する教育訓練の実施、災害用食料・物資資材の備蓄、気象・水防・消防・救助救急施設の整備、火災予防及びその他災害への予防対策について定め、その実施を図るものとする。

第1節 治水治山計画

第1款 治山事業

保安林の浸食防止及び強化、水源涵養機能の強化、山地災害危険地対策、生活環境保全林の整備強化等を国や県と協力して促進し、山地に起因する災害の未然防止を図る。

市町村名	土砂流出防備 保安林	土砂崩壊防備 保安林	塩害 防備 保安林	合計
中城村	1	1	5	7

第2款 治水事業

1 現況

位置的にも毎年襲来する台風の通過コースとなっているため、豪雨の頻度が高く雨による被害が極めて多い。特に近年河川流域の開発が著しいため、流出率の増大や保水力の低下等、流域条件が変化し、浸水被害も増大しつつある。

2 浸水想定区域の指定と周知

(1) 村の役割

ア 村は、浸水想定区域の指定があったときは、村防災計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者等利用施設」という。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため必要があると認められる事項がある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

イ 村は、村防災計画において浸水想定区域内の要配慮者等利用施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについ

ては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、避難判断水位到達情報等の伝達方法を定めるものとする。

ウ 村は、村防災計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の要配慮者等利用施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について村民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

第2節 土砂災害予防計画

第1款 砂防計画

村は県に、土石流による危険溪流・区域等に対処するための警戒避難基準に関する資料の提供を求め、県と調整を図りながら警戒避難体制の整備を推進するものとする。

また、警戒避難基準をはじめ、日頃から土石流に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について村民への周知を図るものとする。

土石流による危険が予想される区域については基本編－第1章－第4節－3を参照。

第2款 地すべり防止計画

本村を含む沖縄県中南部の泥岩地帯は地すべりの起こりやすい地形地質であるが、更に地すべりの十分な防止策もなされず開発等が進んだことにより、地すべりの発生するおそれのある危険箇所が増加する傾向にあることから、総合的な地すべり防止対策が必要である。

現在及び過去に地すべりがあった箇所又は将来地すべりの発生が予想される地区については、早急に地すべり防止区域の指定を促進し、県と調整を図りながら行為の制限を行うとともに滑動状況及びその原因を調査究明して、適切な地すべり対策工事を実施するものとする。

地すべりによる危険が予想される区域については基本編－第1章－第4節－3を参照。

第3款 急傾斜地崩壊防止計画

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊区域の指定については危険度の高い箇所について指定されているが、今後県と協力し、その他の箇所についても調査し、必要な箇所については急傾斜地崩壊区域の指定を行うよう働きかける。さらに災害未然防止のためにも対策工事の実施に努めるものとする。急傾斜地崩壊危険区域については基本編－第1章－第4節－3を参照。

第4款 土砂災害対策事業

村は、県と協力し、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定するよう働きかける。

また、指定を受けた土砂災害警戒区域において、区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒体制に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、村防災計画に定めるなどして、村民に周知するよう努めるものとする。

第3節 高潮等対策計画

地域防災計画における高潮対策の強化マニュアル（内閣府、平成13年）に基づいて、次の対策を推進する。

1 高潮災害防止計画

本村の海岸線は南浜地区から久場地区までにおよび、一般住宅地域、公共施設等がある。高潮又は津波被害を軽減するためにも、護岸の整備や海岸保全事業の促進を図るものとする。

また、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、防災上特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。なお、事業の実施にあたっては、自然環境の保護に十分留意するものとする。

2 高潮災害危険地域の把握

村は、村民避難体制の確立、危険箇所監視体制の整備及び村民の防災に対する意識を高めるため、高潮に備えたハザードマップを作成することにより、あらかじめ高潮災害危険地域を把握するものとする。

国土交通省港湾局所管海岸保全地区一覧表

(平成26年4月1日現在)

所轄	番号	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	指 定 告示番号	備考
中部土木事務所	64	中城湾港	中城村字泊	965.57	平成10年8月14日	635	
〃	65	〃	中城村字添石浜 原～屋宜浜原	401.05	昭和63年3月11日	204	
〃	66	〃	中城村字屋宜	1,443.82	平成10年8月14日	633	
〃	67	〃	中城村字奥間	243.83	平成10年8月14日	634	
〃	68	〃	中城村字久場	950.00	平成19年3月30日	260	

沖縄県水防計画（平成26年度）P113

第4節 建築物等災害予防計画

本計画は、風水害、大火災等による建造物の災害を防御するため、以下の項目について、防災建造物の建設を促進し、建造物被害の減少を図るものとする。

1 市街地再開発計画

市街地における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の向上を図るため、市街地の再開発を促進する。

2 建築物の適切な維持保全と耐風対策の促進

村は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

3 公共建築物の耐風及び耐火対策

村は、公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとする。

特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行うものとする。

4 公共建築物の定期点検及び定期検査

村は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。

第5節 火災予防計画

火災の発生を未然に防止するための対策は、次によるものとする。

1 消防力・消防体制等の充実強化

村及び県は、次の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図るものとする。

(1) 消防教育訓練の充実強化

教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。

(2) 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を図る。

(3) 消防体制の充実・指導

消防広域化の促進及び消防団の体制強化を図る。

(4) 消防施設・設備の整備促進

消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。

2 火災予防視察・防火診断

火災の発生拡大を防止し避難体制の確実を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水、その他消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。

(1) 特殊対象物に対する査察

ア 学校、官公署

夏季休暇、年度末等の時期を利用し、防火構造、消防設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。

イ 宿泊・娯楽施設及びスーパー、商店等

消火設備、避難設備、防火管理体制等について、消防計画に基づき定期的な査察を実行する。

ウ 危険物等関連施設

年間立入検査を通じ施設の構造設備取扱要領等、防火管理体制等を重点的に査察する。

(2) 一般住宅

ア 火災の多発期を控えた11月から12月にわたる秋季及び3月の春季火災予防運動週間を通じ、火を取扱う設備及び器具を重点的に防火診断する。

イ 住宅火災による死傷者の発生を防ぐ目的で、住宅用火災警報器を設置するよう指導する。

3 消防施設の整備拡充

(1) 消防水利の多様化等

防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、溜池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(2) 消防救急無線の整備を含む情報収集、伝達系統の整備

4 火災発生の未然防止

(1) 村長は消防法第 22 条の規定に基づき沖縄気象台長が発表し、知事（防災危機管理課）が通報する火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

(2) 村長が前項の警報を発したときは、当該警報が解除されるまでの間、中城村の区域にあるものは、村条例で定める火の使用制限に従うよう特に留意するものとする。

第6節 林野火災予防計画

林野火災の予防、警戒及び鎮圧をし、火災による災害の拡大防止を図るため、次の対策を講ずるものとする。

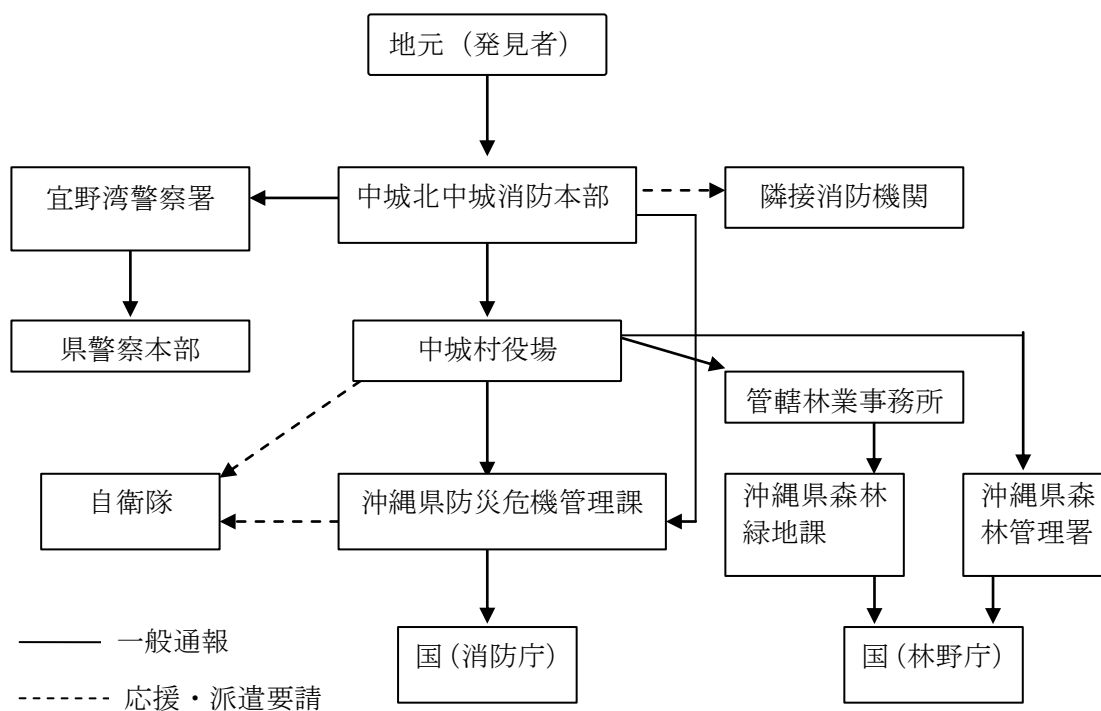
1 林野火災対策の推進

(1) 県に消防機関及び林野行政機関、自衛隊、警察、その他関係機関等で構成する林野火災対策推進協議会を設置して総合的な林野火災対策の調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の計画推進体制を確立する。

(2) 林野火災の通報連絡等

林野火災が発生し、拡大するおそれのある場合における関係機関の通報連絡は次によるものとする。なお、通報連絡は出来る限り火災発生日時、場所、火災現場の状況、被害の程度、とりつつある措置等を明らかにして行うものとする。

〈 通 報 連 絡 系 統 図 〉



(3) 現地対策本部の設置

延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の、消防機関相互間の指揮系統及び情報連絡体制の整備を図るとともに、災害現地である本村において必要があると認めるときは現地対策本部を設置する。

2 出火防止対策

- (1) 県及び森林管理署等と調整し、林野火災の防止のため、火災防止の標柱、看板等の設置に努めるものとする。
- (2) さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の多発に鑑み適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の手扱いについての指導を強化する。
- (3) 森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法（昭和 26 年法律第 249 号）等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。
- (4) 火入れに際しての消火設備、監視員の配置、防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

3 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練

県と調整を図りながら、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地の整備促進を図るものとする。

第7節 危険物等災害予防計画

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図るものとする。

第1款 危険物災害予防計画

1 危険物災害予防計画

(1) 危険物施設等に対する指導

中城北中城消防本部（以下「消防本部」という。）は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「消防法」という。）に規定する危険物貯蔵所及び取扱所等に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、その都度災害予防上必要な指導を行う。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防本部は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

(3) 保安教育の実施

危険物製造所等の管理者、監督者は、取扱い者に対し、保安教育を実施するとともに、消防本部は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(4) 化学消防機材の整備

消防本部において、化学車等の配置整備を図る。また事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

2 高圧ガス災害予防計画

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、国、県、公安委員会、(社)沖縄県高圧ガス保安協会等と連絡を密にし、保安体制の強化、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。

(1) 高圧ガス消費先の保安対策

(社)沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。

(2) 高圧ガス防災月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス防災月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

第 8 節 上・下水道施設災害予防計画

上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、ポンプ場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図るものとする。

第 1 款 上水道施設災害予防計画

(1) 施設の耐震性の強化

各水道事業者における水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって十分な耐震設計及び耐震施工を行うものとする。

施設の維持管理に際しては、「水道事業等における地震対策について（通知）」（環水第 3 号、S55.1）及び「水道の地震対策の強化について（通知）」（衛水第 118 号、H7.8）等により、適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

また、水供給機能が麻痺した時の社会的影響の大きさに鑑み、供給システム自体の耐震性の強化を推進する。

(2) 広域応援体制の整備

災害時における円滑な応急給水を実施するための水道事業者及び水道用水供給事業者間の県内における広域的な応援体制については、「沖縄県水道災害相互応援協定」により整備されている。

また、県内において、必要な人員、資材等が不足する場合には、沖縄県防災危機管理課との調整を図りつつ、速やかに「九州・山口 9 県災害時相互応援協定」に基づく応援の要請を行う。

第 2 款 下水道施設災害予防計画

(1) 施設の耐震性の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するように努めるとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る。

(2) 広域応援体制の整備

村は、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導するものとする。

第9節 災害通信施設整備計画

1 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するため、通信施設及び設備等の整備対策を推進していくこととする。

(1) 被災地及び関係機関と円滑な情報収集・伝達ができる体制を拡充することを目的とした沖縄県総合行政情報通信ネットワークの整備に伴い、本村における通信体制の整備を図る。

ア マルチチャンネルアクセス方式による無線回線を整備する。

イ 有線・無線による通信網の2ルート化を図る。

ウ 機動力を発揮する陸上移動局を各拠点へ配備する。

(2) 村における防災行政無線の現行システムの追加拡充及び最新設備への更新等を推進するものとする。

(3) 県と調整し、防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備する。

2 通信設備等の不足時の備え

災害発生時に通信設備等の不足が生ずる場合に備え、NTT及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

3 停電時の備え

災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。

4 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画

(1) 通信手段の確保

村は、県及び医療機関等と調整を図りながら、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。

(2) 域災害、救急医療情報システムの整備

村は、県及び医療機関と調整を図りながら、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・医療情報システムの整備に努めるものとする。

5 各電気通信事業者における予防計画

各電気通信事業者は、地震・津波編－第1章－第2節の9に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、通信施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害等の想定、防災訓練の結果等をふまえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

第 10 節 不発弾等災害予防計画

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関との連絡調整を密にして不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び村民に対し不発弾に関する防災知識の普及徹底を図る。

1 不発弾の処理体制

(1) 陸上で発見される不発弾等の処理

ア 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、所轄警察署を通じて県警察本部に発見届出する。

イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第 15 旅団長（第 101 不発弾処理隊）に処理要請を行う。

ウ 第 101 不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。

エ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第 101 不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。

オ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

カ 信管離脱作業は、非常に危険を伴うもので、次の対策を講じた上で実施する。

① 村は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。

② 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、村民を避難させる。

③ 村長を本部長とする現地対策本部を設置する。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

ア 発見者は、中城海上保安署へ通報し、それを受けて第十一管区海上保安本部、県知事、村長又は港湾管理者から海上自衛隊沖縄基地隊司令（沖縄水中処分隊）に処理要請を行う。

イ 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。

ウ 危険度が少なく、移動可能なものは、沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。

エ 危険度が高く、移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。

オ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

① 村は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規則、避難計画等について協議

するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

- ② 危険範囲を定め、その地域へ船舶及び村民等の立ち入りを規制する。
- ③ 村長を本部長とする現地対策本部を設置する。

2 関係機関の協力体制の確立

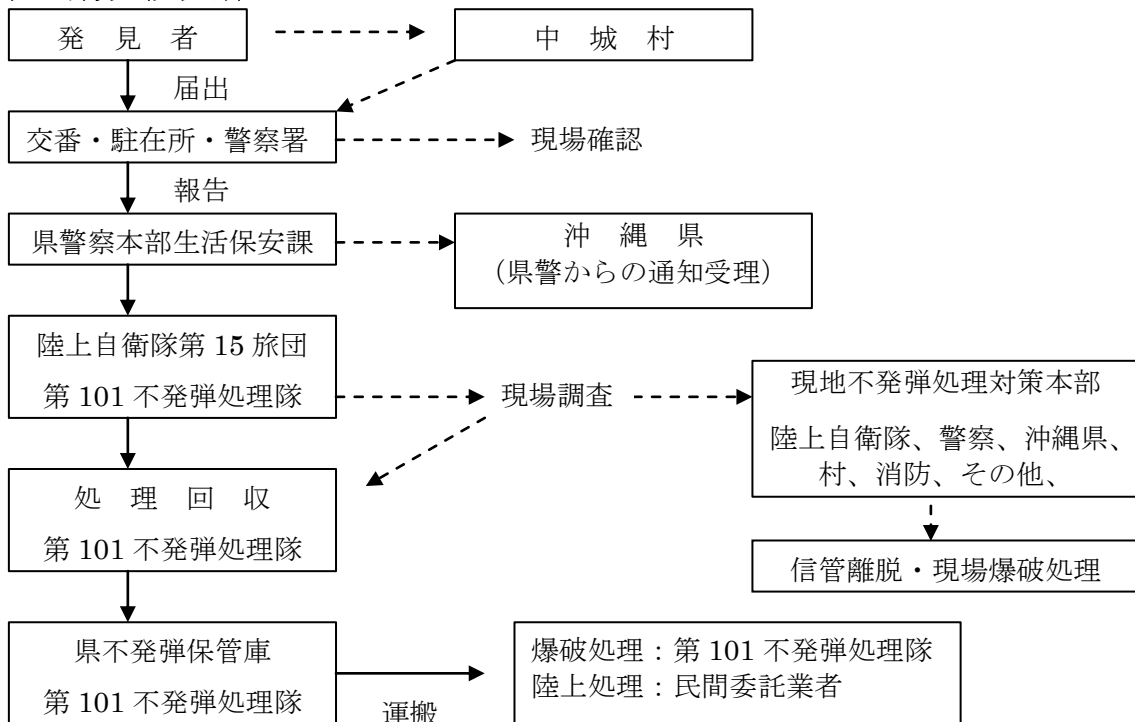
国、県、各市町村や関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

3 不発弾に関する防災知識の普及指導

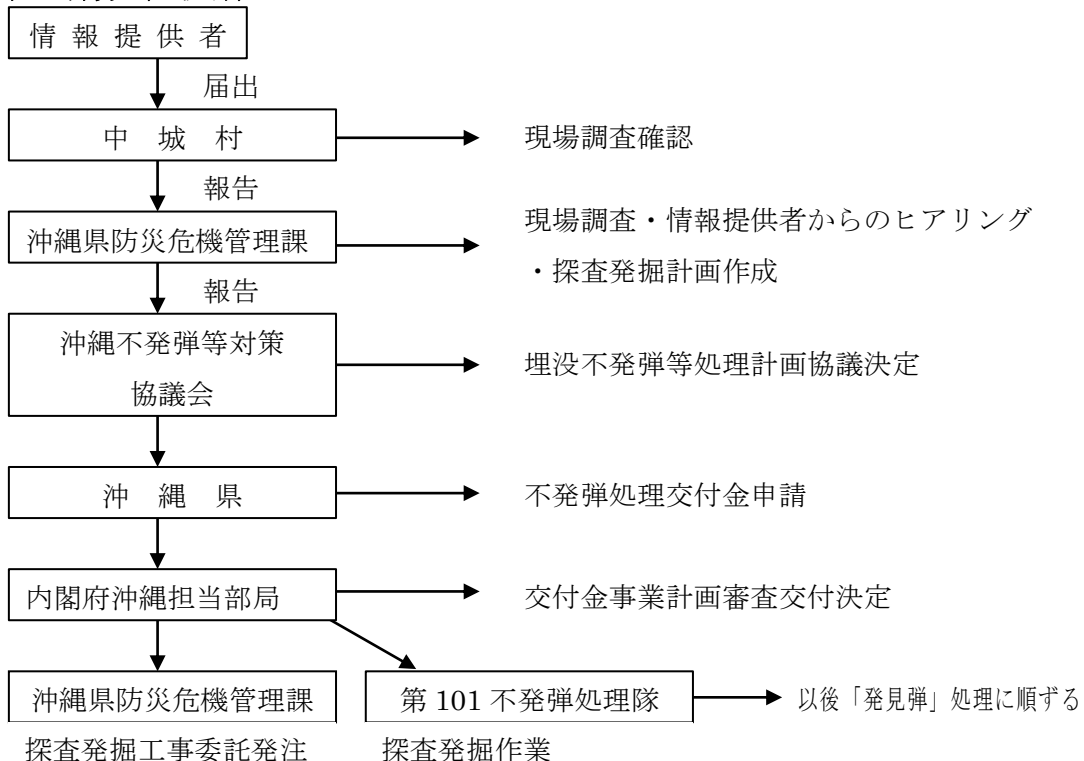
- (1) 不発弾磁気探査事業者、村及び中城北中城消防本部等の関係職員は、不発弾の特性及び火薬類取締法等関係法令等に関する知識を習得させるため、県等が主催する講習会に参加する。
- (2) 村民に対しても不発弾の危険性について周知を図るため、広報活動を行う。

〈不発弾処理の流れ〉

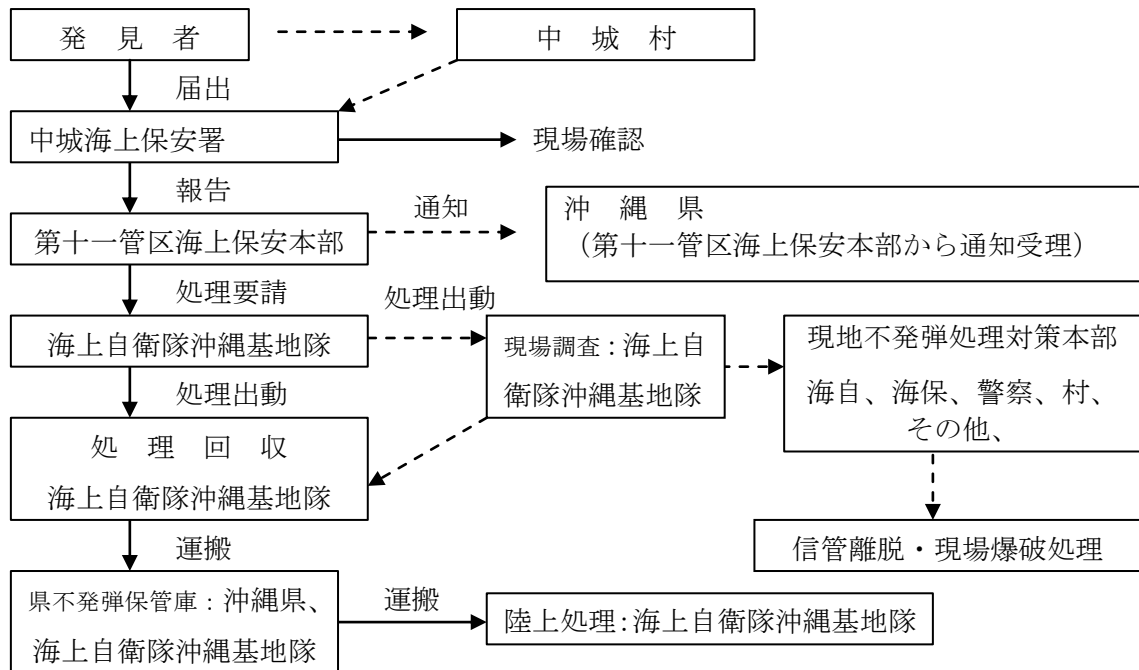
陸上部分（発見弾）



陸上部分（埋没弾）



海上部分（発見弾）



第 1 1 節 文化財災害予防計画

村の文化財に対する災害予防対策は次によるものとする。

1 予防体制の確立

村教育委員会において所管の文化財に対する防災計画を策定し、警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防の確立を図る。

2 防災意識の啓発

文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災意識を啓発し、環境の整備等を図るよう勧奨する。

3 火気使用制限

文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。

4 防災施設の整備

防災施設の必要な文化財は、補助事業等により防災施設の完備を図るとともに、県指定文化財及び未指定の文化財についても防災施設の設置を促進する。

5 職員の研修

文化財担当者は、県の主催する文化財担当職員講習を受講し、防災措置についての指導を受ける。

6 地震対策

地震による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。

第 1 2 節 農業災害予防計画

1 土砂崩壊防止工事等

(1) 土砂崩壊防止工事

農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

(2) かんがい用水施設等整備事業

かんがい用水施設等について、老朽化により提体施設等がそのまま放置すると豪雨時に破堤し、下流地域に多大な被害のおそれのある溜池について緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

(3) 地すべり対策事業

地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等を未然に防止する事業について検討、推進していく。

2 農地保全整備事業

風雨によって侵食を受けやすい性状の特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の侵食、崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

3 防災営農の確立

(1) 指導体制の確立

農業に対する各種の災害を回避克服して、農業生産力、農業所得の向上を図るため、県と調整を図りながら関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。

営農方式の確立

「沖縄振興計画」に沿った県の対応や、亜熱帯農業における防災営農技術並びに、試験研究機関より、病虫害、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術等の指導を受け、防災営農の確立に努める。

第 13 節 食糧等備蓄計画

1 食糧・飲料水

(1) 食糧備蓄の目標

大規模災害が発生した場合の被害を想定し、人口の 20 分の 1 の 3 日分程度を目標に災害対策用食糧を備蓄する。また、要配慮者に配慮した食糧の確保に努めるものとする。

(2) 災害対策用食糧の確保

販売業者等と事前に協定を締結するなどして、必要に応じ食糧の調達に努めるものとする。

(3) 個人備蓄の推進

インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水を 7 日分程度、個人において備蓄していくよう、村民に広報していくものとする。

(4) 飲料水の確保

災害時には、管路の破損等による一時的な断水は避けられないものと想定されるため飲料水兼用耐震性貯水槽等を整備し、飲料水の備蓄を推進するものとする。

村及び上水道管理者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を図るものとする。

2 生活必需物資の備蓄

災害により住宅に損害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品・寝具類等の物資を喪失し、又は毀損した者に対し、迅速かつ計画的に配分・供出するため必要な物資を備蓄するものとする。

(1) 備蓄物の整備計画

地震被害予測調査に基づき、必要とされる備蓄物資の種類・数量等具体的な備蓄物資の整備計画を作成するものとする。

(2) 備蓄物資の点検及び補充・整備

備蓄物資について定期的に点検を行い、常に良好な状態に保つよう努めるとともに、災害により備蓄物資を供出した時は速やかに物資の補充・整備に努めるものとする。

3 備蓄倉庫の整備

村は、食糧及び生活必需品を備蓄するための場所及び施設における保管倉庫等の整備に努めるものとする。

第 1 4 節 消防、水防及び救助施設等点検整備計画

1 消防施設

消防施設の整備は、「消防力の整備指針(平成 12 年消防庁告示第 1 号)」及び「消防水利の基準(昭和 39 年消防庁告示第 7 号)」等に基づき、増強及び更新を図るものとする。消防施設の現況は、別表 1 (第 1 章―第 14 節―3) のとおりである。

2 水防施設

村長は、災害時の水防に万全を期するため、沖縄県水防計画書に定める基準に基づき水防倉庫、水防機材等の水防施設の整備を行うものとする。

3 避難所の整備等

(1) 避難所の整備

村長は災害時の避難に備え、次により避難所の整備をしておくものとする。

ア 避難所は、学校、公民館、その他公共施設等で、できるだけ炊出し可能な既存建物を応急的に整備して使用するものとする。

イ 避難所として使用する建物については、耐震性を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする。

ウ 避難所の選定に当っては、災害の特性を考慮するものとする。

エ 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。

オ 村内に適切な施設又は場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする。

カ 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地建物の所有者又は、管理者の了解を得ておくものとする。

(2) 避難場所等の指定

ア 広域避難場所の指定

災害が拡大し生命に危険が及ぶような場合に備え、一時的な避難場所として、公園等のスペースを広域避難場所として指定をしておくものとする。

【広域避難場所指定の基準】

- ・周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- ・災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
- ・避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則1人当たり1㎡を確保できること。
- ・避難場所の地区割計画の作成に当っては、自治会区域を考慮する。

イ 避難所の指定

避難所の指定は、人口、地域バランス、広域避難場所の位置等を考慮しながら、村長が指定するものとする。

(3) 危険区域における避難立退き先の指定

- ア 洪水、高潮、津波又は地すべり等による危険が予想される区域を指定しておくものとする。
- イ それぞれの危険の予想される区域について、具体的に避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。
- ウ 火災の際に、住家の密集する村民の避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。

4 避難路の整備

- (1) 避難場所等へ通じる道路で、幅員5m以上（ただし、市街地等で止むを得ない場合は4m以上）とする。
- (2) 避難場所等へ通じる緑道で、幅員3m以上とする。
- (3) 危険の予想される埋立地等の区域においては、災害時に一部不通になる場合に備え、代替の避難路も指定できるように複数の避難路及び避難用橋梁の整備を図るものとする。

5 救助用資機材及び救助隊の整備

大地震における倒壊家屋からの救助等にあつては、地域において救助用資機材を整備しておくことが効果的であるため、村は地区ごとに救助用資機材を備蓄するものとする。

また、村は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

別表 1

消防本部の名称・所在地

名 称	所 在 地
中城北中城消防本部	沖縄県中頭郡北中城村字大城 404 番地

消防車両

平成 25 年 4 月 1 日現在

車両 番号	年 式	車 種	総排気量 (ℓ)	ポンプ 規格	総積水料 (ℓ)	経過年数	車 名
1	平成 6 年	指令車	1.98			19	トヨタ
2	平成 10 年	予防広報車	1.99			15	トヨタ
3	平成 25 年	積載車	2.98			24	トヨタ
5	平成 6 年	水槽付ポンプ車	7.41		2,000	19	ヒノ
6	平成 9 年	指揮車広報車	1.76			16	トヨタ
7	平成 8 年	資機材搬送車	1.95			17	ニッサン
8	平成 12 年	高規格救急車	3.3			13	トヨタ
9	平成 8 年	大型化学車	15.2			17	いすゞ
10	平成 25 年	救助工作車	5.19			0	いすゞ
11	平成 20 年	高規格救急車	2.69			5	トヨタ
12	平成 13 年	水槽付ポンプ車	8.22	A-2	2,000	12	いすゞ
13	平成 6 年	事務連絡車	1.49			19	トヨタ
14	平成 23 年	高規格救急車	2.69			2	いすゞ
16	平成 20 年	小型動力ポンプ 付水槽車	9.83	B-2	10,000	5	いすゞ
17	平成 5 年	水槽付ポンプ車	7.41	A-2	2,000	20	ヒノ
18	平成 20 年	水上バイク				5	

消防水利現勢

区 域	消火栓	地下式	地上式	単口	双口	備考
伊集	9	7	2	7	2	
和宇慶	9	7	2	7	2	
南浜	0	0	0	0	0	
北浜	5	5	0	4	1	
津覇	18	16	2	11	7	
奥間	11	11	0	9	2	
浜	7	4	3	7	0	
安里	8	8	0	3	5	
当間	7	7	0	6	1	
屋宜	10	10	0	7	3	
添石	5	5	0	5	0	
伊舎堂	13	13	0	11	2	
泊	11	11	0	7	4	
久場	17	17	0	6	11	
登又	15	15	0	11	4	
サンヒルズタウン	7	7	0	7	0	防火水槽 3 箇所
新垣	11	10	1	9	2	
北上原	15	15	0	15	0	
南上原	58	58	0	39	19	
県営団地	1	1	0	1	0	
合計	237	227	10	172	65	

第15節 避難誘導等計画

危険な建物、地域から安全な場所に村民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を、村において、それぞれ確立していくこととする。

1 避難体制の整備

村の役割

- ア 避難所の選定
- イ 避難所の開設及び運営方法の確立
- ウ 避難所の安全確保
- エ 村民への周知
- オ 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導体制の整備
- カ 避難の勧告等の基準の設定、国及び県等への避難勧告等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備
- キ 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成
- ク 避難経路の点検及びマップの作成
- ケ 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

2 県の実施すべき対策

- (1) 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設における避難体制の再点検
- (2) 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導

3 社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

- (1) 避難計画の作成
- (2) 避難誘導体制の整備

4 避難場所の整備等

- (1) 避難所の指定、整備

村は、災害時の避難に備え、以下により避難所の整備をしておくものとする。

- ア 避難所は、公・私立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊出し可能な既存建物を使用するものとする。
- イ 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする。
- ウ 避難場所の選定にあたっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域・

危険箇所等を考慮するものとする。

エ 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。

オ 村内に適切な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする。

カ 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。

(2) 広域避難場所等の指定

ア 村は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、公園等のスペースを指定しておくものとする。

避難場所の指定は、以下の基準によるものとする。

(ア) 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。

(イ) 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。

(ウ) 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1㎡を確保できること。

(エ) 避難場所ごとの地区割計画の作成にあたっては、自治会区域を考慮する。

イ 村は、避難路の指定避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進するものとする。

表 風水害等における避難場所

No	避難場所	住所	管理者
1	村立中城南小学校	中城村南上原 800	中城村教育委員会
2	村立中城小学校	中城村屋宜 239	中城村教育委員会
3	村立北上原分校跡地	中城村北上原 439	中城村教育委員会
4	和宇慶構造改善センター	中城村和宇慶 781	各字自治会長
5	津覇構造改善センター	中城村津覇 516-1	各字自治会長
6	屋宜公民館	中城村屋宜 282	各字自治会長
7	添石公民館	中城村添石 231	各字自治会長
8	登又公民館	中城村登又 390	各字自治会長
9	新垣区民館	中城村新垣 201	各字自治会長
10	南上原公民館	中城村南上原 754-5	各字自治会長

5 避難路の整備等

村は、災害時等に村民や旅行者等を安全な場所へと避難させるため、また、消防、救急・救助、輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、改良等を推進していくものとする。

村道中城城跡線、村道ウフクビリ線、村道大瀬線については、普天間飛行場の飛行コース地域にあり、航空機事故や演習訓練等による災害等が懸念されるため、万一の事態に備え、当該道路を緊急避難・消防救難活動を迅速かつ円滑に実施するための道路として整備する。

第 1 6 節 要配慮者安全確保体制整備計画

地震・津波編―第 1 章―第 4 節―第 5 款に定める対策のほか、村、県及び関係機関は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する高齢者、障がい者等の避難支援体制を整備し、風水害等にも要配慮者の安全を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

第 17 節 台風・大雨等の防災知識普及計画

地震・津波編 第 3 節に定める対策のほか、村は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への村民等の防災意識や対応力を維持・向上させる。

特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数みられる。このため、過去に本県に甚大な被害をもたらした台風の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。

1 台風教育

(1) 講演会

村は、防災気象講演会を開催し、村民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

(2) 防災教育

村は、幼稚園、小・中学校の学校教育等において、台風・大雨等の災害の基礎知識や避難行動等についての防災教育を徹底する。

(3) 災害教訓の伝承

ア 台風災害の蓄積と公開

村は、県内の過去の大規模な台風災害に関する資料、文献及び映像等を保管し、村民への災害記録や教訓等の周知に努める。また、災害発生箇所の保存やモニュメント等の設置に努める。

イ 台風災害の経験・教訓等の伝承

村は、過去の大規模台風災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

2 消防・防火教育

(1) 消防教育

消防教育は、村において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため中城北中城消防本部が実施する防火管理者講習会等とする。

ア 専門教育

(7) 消防職員教育

・初任教育

新規採用職員及び未教育職員に対し消防職員として必要な基礎的教育を行う。

・専科教育

現任の消防職員に対し特定の分野に関する専門的教育を行う。

・幹部教育

幹部及び幹部昇任予定者に対し消防幹部として一般的に必要な教育を行う。

(4) 消防団員の教育

・基礎教育

消防団員として、必要な基礎的教育を行う。

・幹部教育

主として、班長以上の階級にある者を対象として、消防団幹部に必要な一般的知識技能を行う。

・特別教育

特別の知識技能を修得させるため、必要な教育を行う。

(5) その他の教育（1日）

消防学校長が必要と認めた場合に行う。

イ 一般教育

一般教育は、村において、消防職員及び消防団員ごとに、それぞれ所要の教育計画を定めて実施するものとする。

(2) 防火講習会等

ア 防火管理者講習

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき普通講習を年1回以上実施する。また、上級講習は春・秋に年2回実施し、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。

イ 火災防御検討会

特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期するものとする。

(3) 防火知識の普及

「火災予防週間」等において各機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図るものとする。

第 18 節 防災訓練計画

防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化を図るとともに、予防並びに応急措置に関する技術の向上と活動の効率化を図る。

訓練実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 防災訓練

(1) 総合防災訓練

総合防災訓練を次の要領により実施し、防災関係者及び村民に災害時の心構えと防災活動を認識修得させるとともに、防災関係機関の協力体制の確立強化を図るものとする。

ア 実施要領の作成

実施時期や場所、訓練目標を設定した訓練実施要領を作成し、関係機関へ周知するものとする。

イ 参加機関

訓練参加機関は村、村内各種団体、県、関係市町村、防災関係機関及び一般村民とする。

ウ 訓練の種目

訓練の種目は概ね次のとおりとする。

- ① 避難訓練
- ② 水防訓練
- ③ 救出・救護訓練
- ④ 炊出し訓練
- ⑤ 感染症対策訓練
- ⑥ 輸送訓練
- ⑦ 通信訓練
- ⑧ 流出油等防除訓練
- ⑨ 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）
- ⑩ その他必要に応じて定められた訓練

エ 訓練のための交通規制

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

(2) 職員参集訓練

初動体制の迅速化、非常配備体制を確保するため職員の参集訓練を実施する。

参集にあたっては、交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

(3) 訓練後の評価

訓練終了後に、訓練の評価を行い、応急対策上の問題点や改善点等今後の課題を整理し、必要に応じて防災体制等の改善を行うものとする。

第 19 節 自主防災組織育成計画

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守るという心構えと連帯意識に基づき、村民が主体的に防災体制を確立し、防災活動を行うことがより有効な防災対策となるものと考えられる。

これら自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに村民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。そのため、村は各地域において自主防災組織の結成を推進し、その育成強化を図るものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 村民の防災意識の高揚

村民に対する防災意識の普及及び自主防災組織結成推進を図るため、パンフレット、ビデオ等、資料の作成及び講演会等の開催を積極的に推進するものとする。

2 組織の編成単位

村民の防災活動推進上、最も適正な規模と地域を単位として編成し、その設置推進は下記事項に留意の上、村が村民と協議して実施するものとする。

- (1) 村民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 村民の基礎的な日常生活圏としての一体性を持っている地域であること。

3 組織づくり

既存の自治会等の自治組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。

- (1) 自治会等の自治組織に活動の一環として、防災組織を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って、自主防災組織として育成する。
- (3) 女性団体、青年団体、PTA 等その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

4 活動計画の策定

組織の効果的な活動を推進するため、地域の規模や態様を十分活かした具体的な活動計画を策定するものとする。

5 資機材の整備

村は、消火、救助、救護等に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

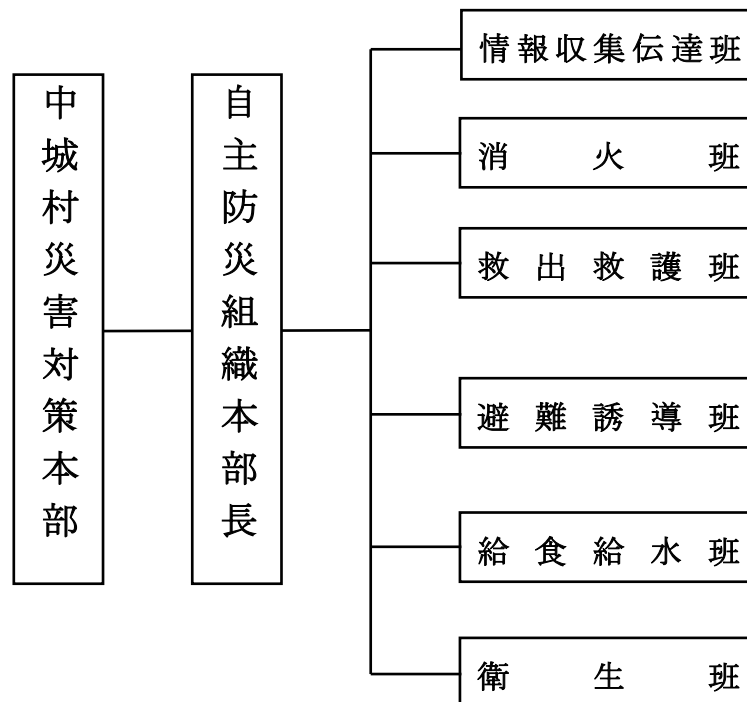
6 活動拠点の整備

村は、平常時は自主防災組織の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るものとする。

7 組織図、自主防災組織の役割分担

自主防災組織は、概ね次のとおりの組織図となる。ただし、地域によってはその態様に応じて作成しても差し支えないものである。

《自主防災組織図》



《自主防災組織の役割分担》

班名	役割	
	平常時	非常時
情報収集伝達班	① 防災知識の普及に関すること ② 情報収集伝達訓練の計画、実施に関すること ③ 必要資機材の整備点検に関すること	① 情報収集、伝達に関すること ② 指揮命令等の伝達に関すること ③ 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関すること
消火班	① 地域の安全点検に関すること ② 消火訓練の実施、計画に関すること ③ 必要資機材の整備点検に関すること	① 出火防止と初期消火に関すること
救出救護班	① 地域の安全点検に関すること ② 救出救護訓練の実施、計画に関すること ③ 必要資機材（救出用具、医療品等）の整備点検に関すること	① 負傷者の救出及び搬送に関すること ② 負傷者の応急手当に関すること ③ 仮設救護所の設置に関すること
避難誘導班	① 地域の安全点検に関すること ② 避難路、避難場所の設定訓練に関すること ③ 必要資機材の整備点検に関すること	① 安全な避難誘導に関すること ② 避難場所の設定に関すること

給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ① 井戸の状況把握に関する事 ② 給食、給水訓練の実施及び計画に関する事 ③ 必要資機材の整備点検に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ① 炊出しに関する事 ② 食糧、飲料水、生活必需品などの配分に関する事 ③ ろ水機の運用に関する事
衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ① 衛生処理訓練の実施、計画に関する事 ② 必要資機材の整備点検に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ① 仮設トイレに関する事 ② ごみ処理及び消毒に関する事

第20節 災害ボランティア計画

大規模災害時には、行政機関とボランティアがともにいかに活動するかが、その後の救援・復興を左右する。そのために、行政、地域社会、そしてボランティア（団体）や企業等が普段から取り組むべき計画等を記載する。

1 ボランティア意識の醸成

(1) 学校教育における取り組み

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

(2) 生涯学習を通じての取り組み

村及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践へのきっかけづくりを図るものとする。

2 地域ボランティアの育成

(1) 地域ボランティアの育成

ボランティアが効果的な活動を実施するには、被災地内ボランティアが必要であり、村や社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努めるものとする。

《地域ボランティアの役割（初動期）》

- | |
|-------------------|
| ① 被災地外ボランティアの現地誘導 |
| ② ボランティアの受付 |
| ③ ボランティア組織の形成を支援 |

(2) 専門ボランティアの登録等

ア 災害時にボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、通訳、無線通信、被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平常時から登録し、把握に努めるものとする。

イ ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対して、その防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修、訓練等に努めるものとする。

(3) ボランティアコーディネーターの養成

本村は社会福祉協議会及び県の関係機関と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動を行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

3 ボランティア支援対策

(1) 村は、殺到するボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点について準備検討しておくものとする。

- (2) 災害後のボランティアニーズについて想定しておき、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。
- (3) 村内のボランティア（団体）を登録、把握するとともに、ボランティア活動を支援していくものとする。また、ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供して、ボランティア相互間の連絡体制等ネットワーク化を図るものとする。
- (4) 村は、県の推進しているボランティア保険の加入に際して、経済的支援を検討する。

第 2 1 節 道路災害予防計画

1 道路事故災害予防

(1) 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

(2) 体制・資機材の整備等

道路管理者は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、各関係機関と連携し情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

第 2 章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

第 1 節 組織及び配備動員計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織は、地震・津波編 第 2 章の「第 1 節 組織及び配備動員計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第2節 気象警報等の伝達計画

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象特別警報・警報・注意報・及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等については、次により実施する。

1 警報等の種類及び発表基準



(1) 気象業務法に定める警報等

ア 気象注意報

気象によって災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う。

イ 気象警報

気象によって重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して行う。

ウ 気象特別警報

気象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、最大限の警戒を呼びかけて行う。

エ 気象情報等

気象の予報等に関し特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報発表後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報及び潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ(風速 15m/s 以上の半径)		台風の強さ(最大風速)	
大 型	500km 以上 800km 未満	強 い	33m/s 以上 44m/s 未満
超大型	800km 以上	非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
		猛烈な	54m/s 以上

注：上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

警報・注意報の概要

種 類	概 要
警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

警報・注意報の種類と概要

警報・注意報の種類		概要
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障がいなどによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	

	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

中城村の警報発表基準

市町村	警 報											記録的 短時間 大雨 R1(mm)		
	大 雨					洪 水				暴風 (m/s) <平均風 速>	波浪 (m) <有義波 高>		高潮 (m) <潮位:標 高>	
	雨量基準(mm)				土壌 雨量 指数 基準	雨量基準(mm)								
	平坦地		平坦地 以外			平坦地		平坦地 以外						
	R1	R3	R1	R3	R1	R3	R1	R3	R1	R3				
中城村			70		198			70			* 25	6.0	2.0	110

・「土壌雨量指数基準」は、該当する市町村内における最低値を示す。
 ※ 陸上及び各市町村の面している海域の値である。

中城村の注意報発表基準

市町村	注 意 報															
	大 雨					洪 水				暴風 (m/s) <平均風 速>	波浪 (m) <有義 波高>	高潮 (m) <潮位: 標高>	雷	乾燥 <湿度>	濃霧 <視程>	
	雨量基準(mm)				土壌 雨量 指数 基準	雨量基準(mm)										
	平坦地		平坦地 以外			平坦地		平坦地 以外								
	R1	R3	R1	R3	R1	R3	R1	R3	R1	R3						
中城村			40		138			40			* ₁ 15	2.5	1.3	落雷 等により 被害が予 想される 場合	最少 50% かつ 実効 60%	陸上 100m または 海上 500m * ₂

・「土壌雨量指数基準」は、該当する市町村内における最低値を示す。
 ※₁ 陸上及び各市町村の面している海域の値である。
 ※₂ 海上とは各市町村の面している海域の値である。

オ 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域(海上予報区)に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想(24 時間以内)がある場合、沖縄气象台が発表する。

(7) 地方海上警報

- ・ 沖縄气象台担当地方海上予報区
沖縄海域 (SEA AROUND OKINAWA)
- ・ 細分名称
沖縄東方海上 (SEA EAST OF OKINAWA)
東シナ海南部 (SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA)
沖縄南方海上 (SEA SOUTH OF OKINAWA)

(イ) 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
カシヅ ヨウケイホウシ 海上警報なし (英文 NO WARNING)	警報をする現象が予想されない場合 又は継続中の警報を解除する場合
カシヅ ヨウノウムケイホ 海上濃霧警報 (英文 WARNING)	濃霧により視程が 500m 未満 (0.3 カリ未満)
カシヅ ヨウカセケイホ 海上風警報 (英文 WARNING)	最大風速が 13.9～17.2m/s (28 ノット以上 34 ノット未満)
カシヅ ヨウキヨウフウケイホ 海上強風警報 (英文 GALE WARNING)	最大風速が 17.2～24.5m/s (34 ノット以上 48 ノット未満)
カシヅ ヨウホウフウケイホ 海上暴風警報 (英文 STORM WARNING)	最大風速が 24.5～32.7m/s (48 ノット以上 64 ノット未満)
カシヅ ヨウタイフウケイホ 海上台風警報 (英文 TYPHOON WARNING)	最大風速が 13.9～17.2m/s (28 ノット以上 34 ノット未満)

(2) 水防警報等

ア 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行われる水防活動用の注・警報は(1)のア・イ・ウに定める特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

水防活動用気象警報・注意報		代替警報・注意報
水防活動用	気象注意報	大雨注意報
〃	気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
〃	津波注意報	津波注意報
〃	津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)
〃	高潮注意報	高潮注意報
〃	高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
〃	洪水注意報	洪水注意報
〃	洪水警報	洪水警報

イ 水防警報

水防警報とは洪水又は高潮等によって災害の発生が予想される場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(3) 消防法に定める火災警報等

ア 火災警報

村長が消防法の規定により県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたときにこれを発する。

イ 火災気象通報

県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、気象官署がそれぞれ担当区域に発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報に代える。

(4) 県知事、村長が行う警報等

村長は、災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報又は警報を知ったとき、若しくは自ら災害に関する警報をしたときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報、警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、村長は、村民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行うものとする。

(5) 土砂災害警戒情報

沖縄県と沖縄気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、村長が避難勧告等を発令する際の判断や村民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

ア 作成・発表機関

気象業務法、災害対策基本法により沖縄県と気象台が共同で作成・発表する。

イ 発表対象地域

市町村を最小発表単位とし、現在、土砂災害のおそれがないとみなされている伊是名村、栗国村、渡名喜村、多良間村、南大東村及び北大東村を除く県内全ての市町村を発表対象とする。

ウ 発表基準

警戒発表基準は、大雨警報(土砂災害)発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて所定の監視基準に達したときとする。また、警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要があると認められる場合等には、県と気象台が協議の上、土砂災害警戒情報を発表するものとする。

エ 解除基準

警戒解除基準は、所定の監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の第2タンク貯留量の降下状況や土砂災害危険箇所の点検結果等を鑑み、県と気象台が協議の上、警戒を解除できるものとする。

オ 村の対応

本村を対象として、土砂災害警戒情報が発令された場合は、本章第2節 組織及び配備動員計画による災害対策準備体制をとるものとする。また、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所の状況や気象状況を合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。

また、地域防災計画において、土砂災害警戒区域・危険箇所ごとに、自治会・自主防災組織及び要配慮者利用施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について規定するものとする。

本村の土砂災害警戒区域・危険箇所内にある自治会・自主防災組織及び要配慮者利用施設及び、それらの管理者等への土砂災害警戒情報の伝達は風水害等編—第2章—第2節—8のとおりである。

カ 土砂災害情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判断しているが、雨の多少にかかわらず、急傾斜地等が崩壊することもある。

したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなどの表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としないことに留意すること。

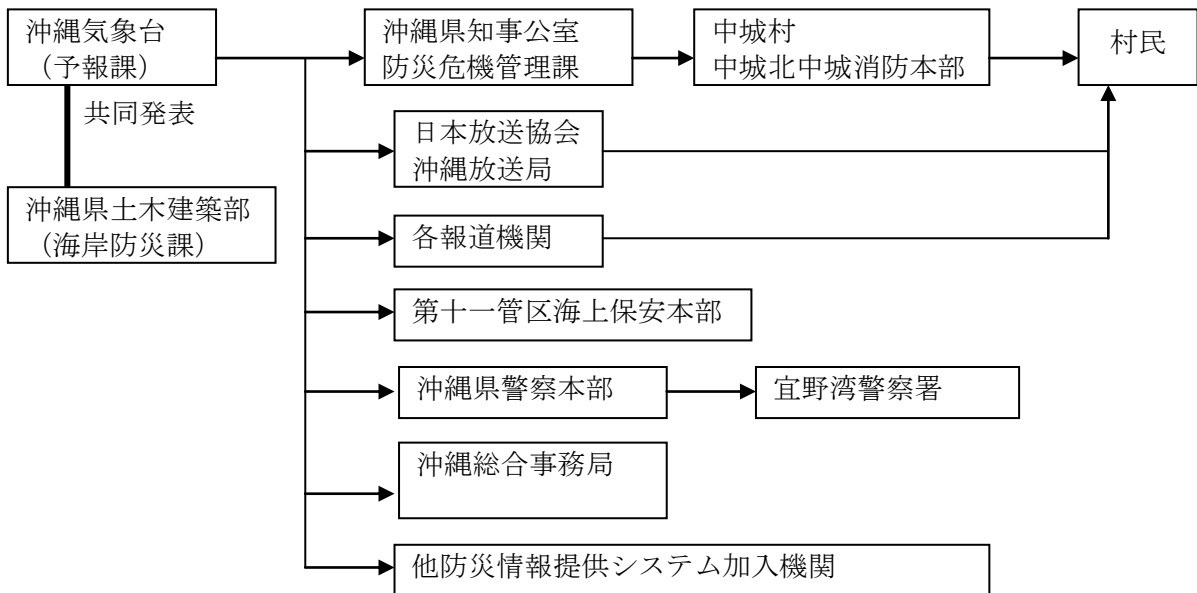
(6) 記録的短時間大雨情報

気象台は、県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

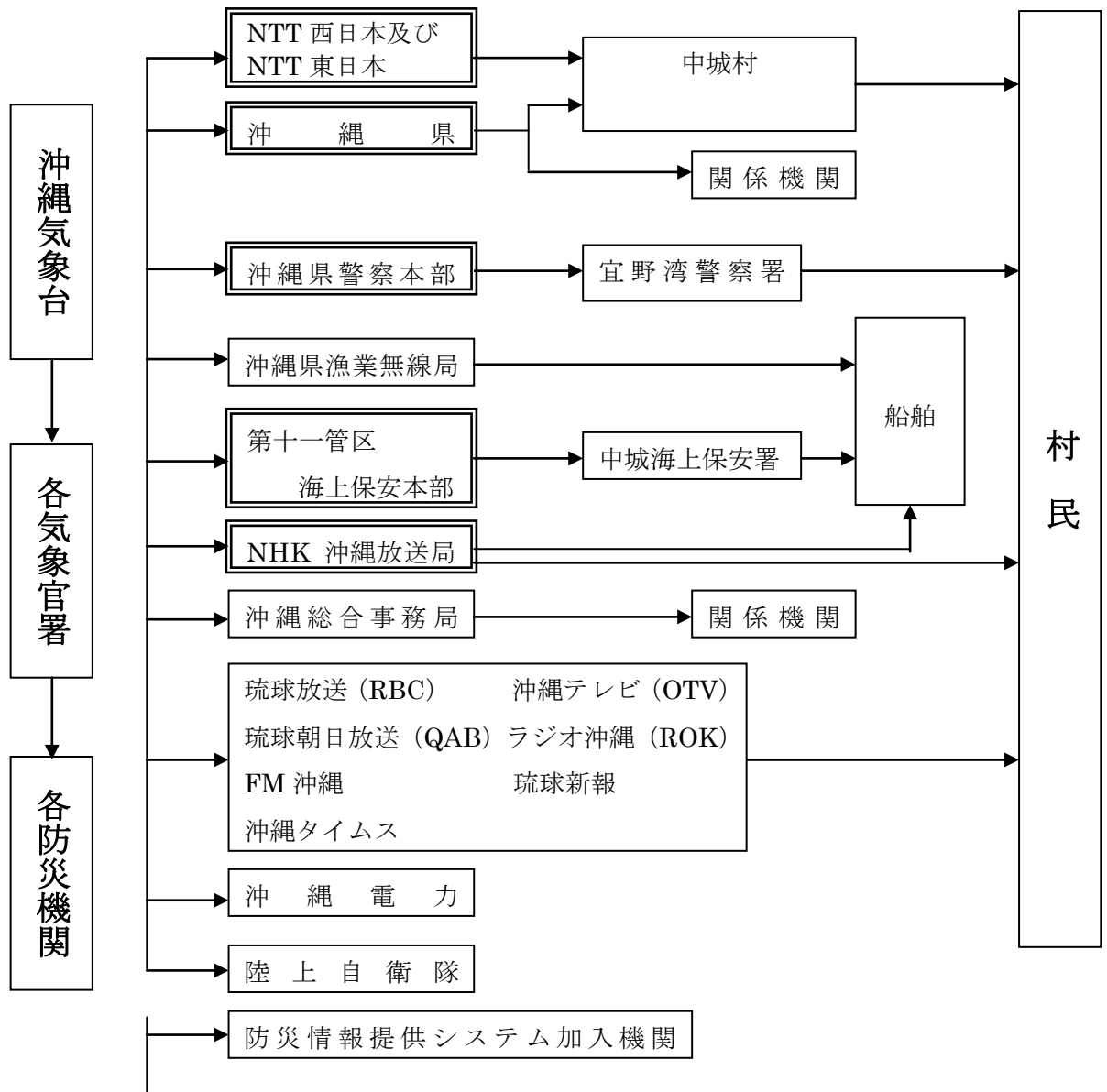
(7) 竜巻注意情報

気象台は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、各気象台が受け持つ予報区単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

土砂災害警戒情報の伝達系統図



気象警報等の伝達系統図



※二重枠内の機関は、気象業務法第15条等による伝達機関、細枠内の機関は、その他の連絡機関（以下系統は同様とする）

2 警報等の発表及び解除の発表機関

警報等の発表及び解除は次の機関で行うものとする。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報 洪水 〃 強風 〃 波浪 〃 高潮 〃 濃霧 〃 雷 〃 乾燥 〃 霧 〃 低温 〃 大雨(土砂災害、浸水害)警報 洪水 〃 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃 大雨特別警報 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃 記録的短時間大雨情報 竜巻注意情報	沖縄気象台	沖縄本島及び久米島
火災警報	各市町村長	各市町村別
水防警報	県知事	河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び気象台	各市町村別(伊是名村、粟国村、渡名喜村、多良間村、南大東村、北大東村を除く)

3 気象警報等の伝達

- (1) 関係機関から通報される警報等は、総務対策班長において受理し、迅速、確実な収集を行うものとする。
- (2) (1)により通知を受けた総務対策班長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、直ちに村長（本部長）に報告するものとする。
- (3) 村から村民に伝達する場合、次の事項について文書をもって記録するものとする。
 - ア 警報等又は災害の種類
 - イ 発表又は発生の日時
 - ウ 警報等又は災害の内容
 - エ 送話者及び受話者職氏名
 - オ その他必要な事項
- (4) なお、防災関係機関及び各事業所等は、気象警報についてラジオ等を常備して積極的

に収集するものとする。

4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

気象、水象、地象に関し、災害の発生するおそれがある異常現象を発見した者は、災害の発生を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を次のとおり通報しなければならない。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに村又は警察署若しくは海上保安署等に通報するものとする。

(2) 警察署、海上保安署等の通報

通報を受けた警察署又は海上保安署等は、直ちに村及び上部機関に通報するものとする。

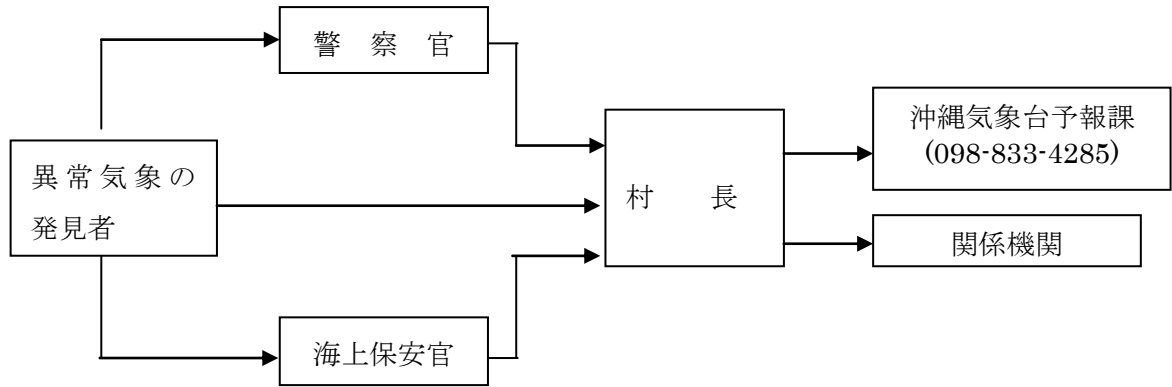
(3) 村長の通報

(1)(2)により通報を受けた村長は、直ちに沖縄気象台及び関係機関に通報するとともに、村民に対し周知徹底を図るものとする。

(4) 通報を要する異常現象

事項	現 象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等	
地象に関する事項	土砂災害 関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

(5) 通報系統図



第3節 災害通信計画

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、地震・津波編 第2章の「第3節 災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

災害状況等の収集・報告は、地震・津波編 第2章の「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、村（消防本部）は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。

ア 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから、適宜、報告するものとする。

イ 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

ウ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

エ 行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

第5節 災害広報計画

災害時における情報及び被害状況等の広報は、地震・津波編 第2章の「第5節 災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、村における災害広報については、村防災計画の定めるところにより行うものとする。具体的には、段階に応じて以下のような広報を行う。

ア 警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期）

- (ア) 用語の解説、情報の取得先、村民等のとるべき措置
- (イ) 台風・気象情報
- (ウ) 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
- (エ) 警報
- (オ) 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
- (カ) 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
- (キ) 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
- (ク) 公共交通機関の運行状況
- (ケ) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
- (コ) 避難情報（準備情報）

イ 初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）

- (ア) 避難情報（避難勧告・指示とその理由、避難所等）

ウ 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）

- (ア) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
- (イ) 医療機関の状況
- (ウ) 感染症対策活動の実施状況
- (エ) 食料、生活必需品の供給予定
- (オ) 災害相談窓口の設置状況
- (カ) その他村民や事業所のとるべき措置

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請は、地震・津波編 第2章の「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第7節 相互応援協力計画

大規模災害発生時において本村単独では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、地震・津波編 第2章の「第7節 相互応援協力計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて行う。

第8節 避難計画

第1款 避難の原則

避難の原則は、地震・津波編 第2章 第8節の「第1款 避難の原則」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第2款 風水害避難計画

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、地震・津波編 第2章 第8節の「第1款 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

風水害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、地震・津波編 第2章 第8節 第1款の「1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難勧告・指示等の発令

避難勧告・指示等の運用については、地震・津波編 第2章 第8節 第1款の「2 避難勧告等の伝達」のとおりとする。

村は、村風水害避難計画の定めにより、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の村民及び要配慮者関連施設の管理者等に対し、避難勧告・指示等の発令にあたる。

なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合等は、基本法第60条に基づき、居住者に対して屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、はん濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により村民等への伝達に努める。
- (2) 避難勧告等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。

避難勧告等の意味合いと判断の目安

	発令時の状況	村民に求める行動	判断基準
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の村民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象村民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 切迫した災害の前兆があるとき 【浸水想定区域】 はん濫危険水位を超えるとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 災害の前兆がある場合 【浸水想定区域】 避難判断水位を超えるとき 【土砂災害警戒区域】 土砂災害警戒情報が発表されたとき
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【浸水想定区域】 はん濫注意水位を超えるとき

(3) 警報、避難勧告等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティ FM 放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

(4) 避難情報の伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、村民等の積極的な避難を喚起するように努める。

3 避難場所

避難先は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域・危険箇所以外の安全な場所とする。

4 避難誘導

(1) 村民等の避難誘導

村風水害避難計画で定められた方法による。

避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、警察官及び村職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提として、避難行動要支援者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想されるはん濫到達時間や交通規制を考慮するものとする。

5 避難所の開設・収容保護

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第1款 避難の原則」のとおりとする。

第9節 要配慮者対策計画

災害時における観光客等の対策は、地震・津波編 第2章の「第9節 要配慮者対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 10 節 消防計画

災害時における消防活動は、地震・津波編 第 2 章の「第 10 節 消防計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 1 1 節 救出計画

災害時における救出活動は、地震・津波編 第 2 章の「第 11 節 救出計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 1 2 節 医療及び助産計画

災害時における医療救護は、地震・津波編 第 2 章の「第 12 節 医療及び助産計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 13 節 交通輸送計画

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、地震・津波編 第 2 章の「第 13 節 交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するほか、台風・大雨時は以下の対策を行うものとする。

- (1) 各道路管理者及び県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況などを把握するとともに、通行の禁止または制限に関する情報を収集する。

特に、避難勧告が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木などの被害状況を確認し、村に伝達する。

第 1 4 節 公安・治安警備計画

災害時における村民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、地震・津波編 第 2 章の「第 14 節 公安・治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 15 節 災害救助法適用計画

救助法に基づく被災者の救助は、地震・津波編 第 2 章の「第 15 節 災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 16 節 給水計画

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、地震・津波編 第 2 章の「第 16 節 給水計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 17 節 食糧供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食糧の供給は、地震・津波編 第 2 章の「第 17 節 食糧供給計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 18 節 生活必需品物資の供給計画

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、地震・津波編 第 2 章の「第 18 節 生活必需品物資の供給計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 19 節 感染症対策計画

災害時における被災地の感染症対策は、地震・津波編 第 2 章の「第 19 節 感染症対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 20 節 清掃計画

災害時におけるごみの収集及びし尿の収集処理は、地震・津波編 第 2 章の「第 20 節 清掃計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 2 1 節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

災害により死亡したと推定される者の搜索、死体の処理及び埋葬は、地震・津波編 第 2 章の「第 21 節 行方不明者の搜索、死体処理及び埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 2 2 節 障害物の除去計画

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去は、地震・津波編 第 2 章の「第 22 節 障害物の除去計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、水害廃棄物については、国の「水害廃棄物対策指針（平成 17 年 7 月）」に基づいて、円滑に処理するものとする。

第 2 3 節 住宅応急対策計画

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、地震・津波編 第 2 章の「第 23 節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 2 4 節 教育対策計画

災害時における応急教育対策は、地震・津波編 第 2 章の「第 24 節 教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 2 5 節 危険物等災害応急対策計画

危険物等による災害については、地震・津波編 第 2 章の「第 25 節 危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性をふまえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

第 2 6 節 海上災害応急対策計画

この計画は、海上における船舶等の事故、台風等による大規模な被害あるいは危険物の流出によって災害が発生し又は発生するおそれがある場合、関係機関が緊密な連携を保ちながら相互協力体制のもとに、船舶、人命等の救助、海上安全の確保、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じ、被害の拡大防止を図るためのものである。

1 災害対策連絡調整本部の設置

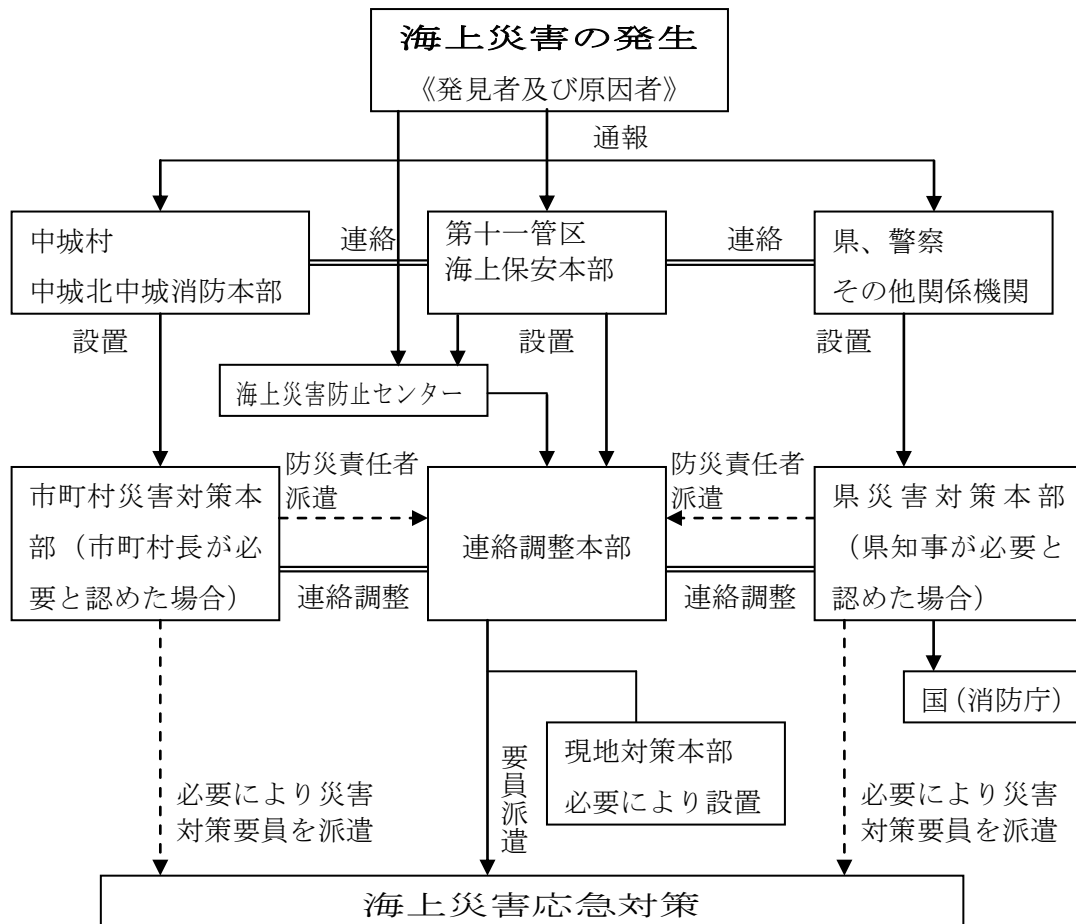
災害活動を円滑かつ効果的に推進するため、第十一管区海上保安本部に災害対策連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、調整本部と県災害対策本部及び防災関係機関は緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行する。また、関係機関は、調整本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図るものとする。

なお、調整本部の設置時期は、第十一管区海上保安本部に大規模海難対策本部もしくは流出油災害対策本部が設置されたときとする。

2 実施機関

- (1) 第十一管区海上保安本部
- (2) 沖縄総合事務局
- (3) 沖縄気象台
- (4) 陸上自衛隊第 15 旅団
- (5) 海上自衛隊沖縄基地隊
- (6) 沖縄県
- (7) 沖縄県警察本部
- (8) 中城村総務課、中城北中城消防本部
- (9) 日本赤十字沖縄県支部
- (10) 事故関係企業等
- (11) 海上災害防止センター
- (12) その他関係機関及び団体

3 海上災害発生時の通報系統



4 海上保安本部の実施事項

第十一管区海上保安本部の実施する災害対策は次のとおりである。

(1) 非常体制の確立

- ア 管内を非常配備とする。
- イ 大規模海難等対策本部を設置する。
- ウ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力し通信確保に努める。
- エ 巡視船艇・航空機により被害状況調査を実施する。
- オ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告、出入港の制限等の措置をとる。

(2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行うものとする。

- ア 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者にも周知する。

イ 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。

ウ 大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

次に掲げる事項に関し関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇、航空機等を活用し積極的に情報収集活動を実施するものとする。

ア 災害が予想されるとき

- ① 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運航状況等）
- ② 船舶交通のふくそう状況
- ③ 船だまり等の対応状況
- ④ 被害等が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況
- ⑤ 港湾等における避難者の状況
- ⑥ 関係機関等の対応状況
- ⑦ その他災害応急対策の実施上必要な事項

イ 発災後

- ① 海上及び沿岸部における被害状況
- ② 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- ③ 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- ④ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- ⑤ 水路、航路標識の異常の有無
- ⑥ 港湾等における避難者の状況
- ⑦ 関係機関の対応状況
- ⑧ その他災害応急対策の実施上必要な事項

(4) 海難救助等

海難救助等を行うにあたっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て次に掲げる措置を講ずるものとする。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視艇、航空機又は特殊救難隊によりその搜索救助を行う。

イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視艇、特殊救難隊又は機動防除隊により消火活動を行うとともに、必要に応じ地方公共団体に協力を要請する。

ウ 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

エ 救助・救急活動等にあたっては、ガス検知器による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

(5) 緊急輸送

傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとする。輸送対象の想定は次のとおりとする。

ア 第1段階（避難期）

- ① 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医療品等人命救助に要する人員及び物資
- ② 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
- ④ 負傷者等の後方医療機関への搬送
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階（輸送機能確保期）

- ① 上記第1段階の続行
- ② 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階（応急復旧期）

- ① 上記第2段階の続行
- ② 災害復旧に必要な人員及び物資
- ③ 生活必需物資

(6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは「海上災害救助用物品の無償貸付又は譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付けし、又は譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するものとするほか、次に掲げる支援活動を実施するものとする。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した災害対応型巡視船の活用について配慮するものとする、

ア 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を整備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

イ 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当らせる。

ウ その他の支援活動については、その都度本庁と協議の上決定する。

(8) 流出油等の防除等

船舶又は海洋施設その他施設から大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価をふまえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に流出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意するものとする。

ア 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

イ 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらのものに対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

ウ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。

エ 防除措置を講ずべき者、非常本部等及び関係機関等とは必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努めるものとする。

オ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船舶禁止措置等船舶の航行制限を行う。

カ 危険物の防除作業にあたっては、ガス探知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

(9) 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

ウ 海難船舶又は漂流物、沈没船、その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線機等を通じ船舶への情報提供を行う。

オ 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じ検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項及び同条第 2 項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知するものとする。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 危険物積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

エ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常措置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれがある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

5 村の対応

(1) 中城村及び中城北中城消防本部の実施事項

ア 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報

イ 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置

ウ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施

エ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）

オ 沿岸及び地先海面の警戒

カ 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告

キ 消火作業及び延焼防止作業

ク その他海上保安官署等の行う応急対策への協力

ケ 防除資機材及び消火資機材の整備

コ 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導

サ 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導

6 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興にあたっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、地方公共団体等と連携を図りつつ、次に掲げる対策を講ずるものとする。

(1) 海洋環境の汚染防止

地震災害等により発生したがれき等の処理にあたっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるものとする。

(2) 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。

イ 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

7 その他

- (1) 各機関は、機会あるごとに海上防災思想の普及に努める。
- (2) 各機関は、海汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため「海上災害防止センター」の海上災害のための措置に関する訓練事業を活用するなどして人材の育成に努める。

第 2 7 節 労務供給計画

災害時における労務者及び職員等の確保は、地震・津波編 第 2 章の「第 26 節 労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第 28 節 民間団体協力計画

災害時における民間団体（青年団体、女性団体）の編成及び活動は、地震・津波編 第 2 章の「第 27 節 民間団体協力計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 2 9 節 ボランティア協力受入計画

災害ボランティアの募集、受入れ等は、地震・津波編 第2章の「第28節 ボランティア協力受入計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第30節 公共土木等施設応急対策計画

災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、地震・津波編 第2章の「第29節 公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 3 1 節 ライフライン等施設応急対策計画

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、地震・津波編 第2章の「第30節 ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 3 2 節 農林水産物応急対策計画

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、地震・津波編 第2章の「第31節 農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 3 3 節 道路事故災害応急対策計画

- (1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
 - ア 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
 - イ 村は人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。
- (2) 応急活動及び活動体制の確立
 - ア 道路管理者は、発災後速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。
 - イ 関係機関は、「第2章 第1節 組織及び配備動員計画」の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制を取る。
- (3) 救助・応急、医療及び消火活動
 - ア 道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
 - イ 村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。
 - ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、村は必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。
- (4) 道路、橋梁等の応急措置
 - ア 道路管理者は、道路・橋梁・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。
 - イ 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。
 - ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。
- (5) その他
 - ア 災害復旧への備え
道路管理者は 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。
 - イ 再発防止対策
道路管理者は原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施

する。

第 3 4 節 林野火災対策計画

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び村民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

1 村の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
- (4) 火災の規模が大きく村で対応できないときは、「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。
- (5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (7) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

公共施設の災害復旧対策は、地震・津波編 第3章の「第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第2節 災害村民相談計画

被災者の災害相談は、地震・津波編 第3章の「第2節 災害村民相談計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第3節 住宅復旧計画

被災者の住宅復旧は、地震・津波編 第3章の「第3節 住宅復旧計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第4節 農漁業資金等融資計画

被災者の農漁業資金等融資は、地震・津波編 第3章の「第4節 農漁業資金等融資計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第5節 生活確保対策計画

被災者の生活確保対策は、地震・津波編 第3章の「第5節 生活確保対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第6節 被災者生活再建支援法適用計画

被災者の被災者生活再建支援法適用は、地震・津波編 第3章の「第6節 被災者生活再建支援法適用計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第7節 復興の基本方針

復興計画やむらづくりは、地震・津波編 第3章の「第7節 復興の基本方針」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。